

熊本県公告第103号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった烏帽子地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第104号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった大倉地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第105号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった鯨油地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第106号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった晒地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第107号

玉名市玉名市土地改良区理事長高寄哲哉から平成14年9月20日付けで申請のあった小野尻地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成15年2月5日付けで認可した。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公告第108号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成15年2月12日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

(1) 借入物品及び数量

熊本県文書管理システム用サーバとして使用するハードウェア（ラック等の付属品を含む。）及びこれに必要な基本ソフトウェア一式

(2) 借入物品の規格及び品質等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 借入期間

平成15年3月28日（金）から平成19年3月27日（火）まで

(4) 納入期限

平成15年3月28日（金）

(5) 納入場所 熊本県庁内の県が指定する場所

(6) 入札方法

ア 入札金額は、賃借料1月当たりの借入代金で行う。見積りに当たっては、48月賃借料率で計算すること。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。